

沖縄情報通信センター直流電源装置蓄電池取替修繕に係る入札説明書

(内訳)

入札説明書

別添資料

1. 一般競争入札公告
2. 一般競争入札参加資格確認申請様式
3. 入札様式（委任状、入札書、入札辞退届）
4. 質問書
5. 工事仕様書
6. 工事数量総括表
7. 位置図・平面図
8. 建設工事請負契約書（案）

留意事項

- ① 質問事項については、別添「質問書」に記入の上、令和4年12月13日（火）17:00までに情報産業振興課のメールアドレスへ提出してください。質問事項がなければ、提出は不要です。
- ② 質問事項への回答については、令和4年12月15日（木）17:00までに、沖縄県情報産業振興課ホームページ内で回答する予定です。

<質問書提出先・問合せ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県商工労働部情報産業振興課基盤整備班

T E L 098-866-2503

F A X 098-866-2455

メール aa058100@pref.okinawa.lg.jp

1 競争入札に付する事項

沖縄情報通信センター直流電源装置蓄電池取替修繕

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 期間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで

(3) 修繕内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 履行場所

別添「仕様書」のとおり

(5) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

(6) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。

(7) 入札日時、場所

令和4年12月20日（火） 10:00 本庁舎11階第2会議室

2 競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年12月8日付け沖縄県ホームページ掲載の「沖縄情報通信センター直流電源装置蓄電池取替修繕」に係る一般競争入札の公告による入札参加資格を有すると認められた者。

3 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行います。
なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとします。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。
- (5) 最低制限価格を設定します。

4 入札執行人及び立会人

沖縄県商工労働部情報産業振興課職員

5 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名称 沖縄県商工労働部情報産業振興課基盤整備班

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

6 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

7 その他

(1) 入札の無効

次の入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 入札書の表記金額を訂正した入札

カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

キ 入札条件に違反した入札

ク 連合その他不正の行為があった入札

ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

コ 代理人の氏名の記載及び押印のない代理人のした入札

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると場合は契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が証した書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 請負代金の変更等

本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。